

4 商品券の利用対象外

- ① 商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・印紙・プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ② 土地及び家屋の購入代金
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の第2条第5項に規定する性風俗特殊関連営業に係るもの
- ④ 出資や債務の支払い、または株式、保険等の金融商品及び宝くじ
- ⑤ 国や地方公共団体への支払い、または公共料金、電気、ガス、水道、電車の切符等の公共料金に準ずるもの
- ⑥ 取扱店が扱っていない商品
- ⑦ 仕入れ等の事業資金
- ⑧ たばこの購入
- ⑨ 医療費及び医療に係る診断料
- ⑩ その他、鎌ヶ谷市、鎌ヶ谷市商工会及び各取扱店が指定するもの

5 取扱店の参加資格

鎌ヶ谷市内で営業している小売業・飲食業・各種サービス業等全ての事業者とする。また、鎌ヶ谷市商店会連合会に加盟している市外の事業者は含むものとする。なお、下記に該当する事業者を除くものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記「4 商品券の利用対象外」に記載の取引、商品のみを扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- ① 利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、商品券額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこととし、その際に、以下の処理を行うこと。
 - i) 未使用券であるかの確認。
 - ii) 見本券と照合し、相違がない事の確認。
 - iii) 大型店では、「専用券」の受け取りを拒否すること。
- ② 再流通防止のため、利用者から受け取った商品券は、券面の一部を破線に沿って切り取るとともに裏面の指定欄に取扱店が判別できる印を押印すること。
- ③ 裏面に既に押印がある商品券は、受け取りを拒否すること。
- ④ 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに事業主体に報告すること。取引終了後、偽造券である事を発見した場合は、直ちに事業主体に通報し、当該偽造券を引き渡すこと。尚、偽造券は清算することができない。

- ⑤ 商品券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
- ⑥ 取扱店が商品券を購入した時の直接換金は禁止する。
- ⑦ 事業主体が行う調査（アンケート等）に協力すること。
- ⑧ 事業主体が定めた規則等や指示を順守すること。
- ⑨ 受け取った商品券の盗難・紛失は取扱店の責任とする。
- ⑩ 換金にあたっての商品券枚数の確定は、鎌ケ谷市商工会が点検した枚数を優先する。
- ⑪ 千葉県暴力団排除条例及び鎌ケ谷市暴力団排除条例を遵守する。

7 厳守事項

- ① 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ② 商品券を現金化することはできません。
- ③ 商品券の額面に満たない場合でも、釣銭はできません。
- ④ 不足分は現金などで受取ってください。
- ⑤ 利用期間を過ぎた商品券は使用できません。
- ⑥ 商品券の紛失や盗難について、鎌ケ谷市商工会は責任を負いません。

8 申請手続について

(1) 申請方法

「募集要領」に同意のうえ、「取扱店参加申請書」に必要事項を記入し押印のうえ、下記に提出してください。FAXでの申込は不可。

- ① <鎌ケ谷市商工会員及び商連加盟店> → **鎌ケ谷市商工会**
- ② <鎌ケ谷市商工会非会員商連非加盟の方> → **市役所商工振興課**

※ 令和4年6月30日現在で商工会、商連未加入の方は非会員扱いとします。

※ 「取扱店参加申請書」は、鎌ケ谷市商工会のホームページからダウンロードできるほか、鎌ケ谷市商工会、市役所商工振興課に備え付けています。

(鎌ケ谷市商工会ホームページURL) <http://www.kamagaya.or.jp/>

(2) 申請書の提出先

① 鎌ケ谷市商工会

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜、祝日を除く）

〒273-0123 鎌ケ谷市南初富6-5-60

TEL：047-443-5565

② 鎌ケ谷市役所商工振興課

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜、祝日を除く）

〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

TEL：047-445-1240

(3) 取扱加盟店募集期間

(一次) 令和4年7月1日（金）～令和4年7月20日（水）

(二次) 令和4年7月21日（木）～随時

※ 令和4年7月20日（水）までに申請した取扱加盟店は、ポスター、チラシ等に一覧表を公表し、ホームページにも掲載されます。

7月21日（木）以降に申請した取扱加盟店は、ホームページのみ掲載されます。

(4) 申請後の審査・承認

申請のありました事業者は、鎌ヶ谷市商工会で審査のうえ、取扱店として承認します。承認した場合には、後日、「取扱店証明書」をお渡しします。

※ 書類等の準備ができましたら、後日ご案内を郵送いたします。

9 換金について

(1) 換金方法

- ① 使用済み商品券の一部を破線に沿って切り取り、裏面に取扱店名を記入する。
- ② 「商品券換金請求書」に必要事項を記入する。
- ③ 換金期間に①、②を持参するとともに、「取扱店舗登録証」を提示することで、商工会員は商品券相当額を換金受領する。
商工会非会員等は商品券相当額から換金手数料を差し引いた額を受領する。

(2) 換金の期間

換金可能期間は、令和4年9月12日（月）から令和5年3月16日（木）とする。
なお、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

【換金日】

（令和4年）

9月12日（月）、15日（木）、22日（木）、26日（月）、29日（木）

10月 3日（月）、6日（木）、13日（木）、17日（月）、20日（木）、24日（月）、27日（木）、31日（月）

11月 7日（月）、10日（木）、14日（月）、17日（木）、21日（月）、24日（木）、28日（月）

12月 1日（木）、5日（月）、8日（木）、12日（月）、15日（木）、19日（月）、22日（木）、26日（月）

（令和5年）

1月 5日（木）、12日（木）、16日（月）、19日（木）、23日（月）、26日（木）、30日（月）

2月 2日（木）、6日（月）、9日（木）、13日（月）、16日（木）、20日（月）、27日（月）

3月 2日（木）、6日（月）、9日（木）、13日（月）、16日（木）

(3) 換金手続き場所

本事業に係る換金は、鎌ヶ谷市商工会とする。換金は、毎週月曜日及び木曜日（ただし祝日等、商工会休館日にあたる場合を除く）の9時から16時までとする。また、換金は小切手での振り出しを基本とする。

但し、事業者からの申し出により、小切手ではなく銀行振込とした場合、振り込みに必要な経費は事業者側の負担とする。

(4) 換金手数料

- ① 商工会員および協力団体（鎌ヶ谷市商店会連合会加盟店）所属事業所 → 無料
- ② 非商工会員 → 5%

10 その他留意事項

「募集要領」に記載されていない事項は、鎌ヶ谷市商工会までお問い合わせください。

鎌ヶ谷市商工会

TEL：047-443-5565